# 平成25年第3回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成25年2月28日

2. 開会場所 辰野町議事堂

3. 開会年月日 平成25年3月5日 午前10時

4. 議員総数 13名

5. 出席議員数 13名

1番 永 原 良 子 2番 清 岩田 堀 内 武 男 3番 根橋俊夫 4番 5番 中谷道文 6番 熊谷 久 司 船木善司 7番 篠 平 良 平 8番 9番 成瀬恵津子 11番 宮下敏夫 12番 三 堀 善 業 13番 宇治徳庚

14番 矢ヶ崎 紀 男

# 6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 平成25年度辰野町一般会計予算

日程第4 議案第2号 平成25年度辰野町上水道事業会計予算

日程第5 議案第3号 平成25年度辰野町簡易水道特別会計予算

日程第6 議案第4号 平成25年度辰野町小野簡易水道特別会計予算

日程第7 議案第5号 平成25年度辰野町公共下水道特別会計予算

日程第8 議案第6号 平成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算

日程第9 議案第7号 平成25年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算

日程第10 議案第8号 平成25年度辰野町国民健康保険特別会計予算

日程第11 議案第9号 平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算

日程第12 議案第10号 平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第11号 平成25年度町立辰野病院事業会計予算

日程第14 議案第12号 平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算

日程第15 議案第13号 平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算

日程第16 議案第14号 平成25年度辰野町介護保険特別会計予算

日程第17 議案第15号 障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について 日程第18 議案第16号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準を定める条例の制定について 日程第19 議案第17号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設 備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の制定について 日程第20 議案第18号 辰野町指定地域密着型サービス事業所等の指定に関する基 準を定める条例の制定について 日程第21 議案第19号 辰野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について 日程第22 議案第20号 辰野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定につ いて 日程第23 議案第21号 辰野町町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定につ いて 日程第24 議案第22号 辰野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条 例の制定について 日程第25 議案第23号 辰野町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の 制定について 日程第26 議案第24号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の 一部を改正する条例について 日程第27 議案第25号 辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例について 日程第28 議案第26号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 日程第29 議案第27号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について 日程第30 議案第28号 辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について 日程第31 議案第29号 辰野町都市公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改 正する条例について 日程第32 議案第30号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第33 議案第31号 辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

# 例について

日程第34	議案第32号	平成24年度辰野町一般会計補正予算	(第11号)

日程第35 議案第33号 平成24年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第36 議案第34号 平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)

日程第37 議案第35号 平成24年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算

(第2号)

日程第38 議案第36号 平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3 号)

日程第39 議案第37号 平成24年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第1号)

日程第40 議案第38号 平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)

日程第41 議案第39号 平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)

日程第42 議案第40号 平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第43 議案第41号 辰野町道路線の認定について

日程第44 議案第42号 辰野町道路線の廃止について

日程第45 議案第43号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第46 請願・陳情について

# 7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ山	崎	克	彦	副町長	林	龍	太	郎
教育長	古	村	仁	士	代表監査委員	小	野	眞	_
総務課長	小	沢	辰	<u> </u>	まちづくり政策課長	一 /	瀬	元	広
住民税務課長	松	井	夕起	!子	保健福祉課長	野	沢	秀	秋
産業振興課長	中村	村	良	治	建設水道課長	漆	戸	芳	樹
水処理センター所長	一ノき	頼	保	弘	会計管理者	林		康	彦
教育次長	向」	Щ		光	病院事務長	赤	羽		博
福寿苑事務長	宮」	原	正	尚	消防署長	林		玉	久
両小野国保診療所					社会福祉協議会				
事務長	宮」	原	修	<u> </u>	事務局長	百	瀬	辰	夫

8. 地方自治法第 123 条第1項の規定による書記

議会事務局長 飯澤 誠

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第11番 宮 下 敏 夫

議席 第12番 三 堀 善 業

- 10.会議の顚末
- ○局 長

ご起立願います。 (一同起立) 礼。 (一同礼)

○議 長

皆さん、おはようございます。

このたび、公務外の事件でございましたが、前議員によります不祥事は大変遺憾でありますとともに、町民の皆様を初め関係の皆様には多大なご迷惑をおかけし、議会を代表し心からお詫び申し上げます。今後、全議員一丸となって信頼回復に努め、より一層議会活動に邁進してまいる所存でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに閉会中に辞職を許可した議員の報告をします。閉会中、議席10番、中村守夫議員から平成25年2月21日付で議員の辞職願が提出され、平成25年2月22日に許可しましたので、報告いたします。したがって現在の議員数は13名です。本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回(3月)辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第3回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

### ○町 長

それでは本日ここに平成25年第3回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用のところご出席を賜りましたこと、ご挨拶を申し上げたいと思います。東日本大震災、長野県北部地震からも、まもなく2年が経過しようといたしております。犠牲になられた多くの方々に改めて哀悼の意を表します

とともに、未曾有の災害の渦中で生き抜き、そして避難生活と生活再建にその途上 にある皆様方にもお見舞いを申し上げるところでございます。町民の皆様からはお 寄せいただきました暖かい義援金の総額は 2,370 万円となり、心から御礼を申し上 げるところでございます。

本年の冬は日本列島の寒気が流れ込む日が多く、青森市では5メートルを超える豪雪に見舞われたり、連日記録更新が続いているところでありますが、当町でも立春を過ぎてからも最低の気温がマイナス10度を超える日が6日間も数えるということなど、低温と大雪に悩まされた冬でありました。除雪費用もかさみ今回補正をお願いしなくてはならない次第でございます。また、原油価格高騰に伴います「灯油券の給付事業」も昨日までに550件の申請をいただいており、有効に活用いただけたものと思っております。このように春の訪れが遅れているところではございますが、沢底地区からは春を告げる花の便りが届き、23日に開幕となりました「福寿草まつり」には残雪の中に輝く福寿草を求めて、遠方より大勢の方々が訪れていただきました。地域活性化にご尽力をいただいております地元の皆様方に心より敬意を表する次第でございます。また、姉妹都市であります地元の皆様方に心より敬意を表する次第でございます。また、姉妹都市であります地元の皆様方に心より敬意を表する次第でございます。また、姉妹都市であります地元の皆様方に心より敬意を表する次第でございます。また、姉妹都市であります地元の皆様方に心より敬意を表する次第でございます。また、姉妹都市であります地元の皆様方に心より敬意を表する次第でございます。

次に、平成24年度には国内におきましていくつもの金字塔が打ち建てられた年でもございました。当町におきましても病院の新築を初めいくつもの金字塔があるわけでございますが、去る26日には全国2,500の消防団の中から、十個団の中に辰野町消防団が選ばれまして最高位でありますその栄誉の県内では町村では初めてであります日本消防協会特別表彰「まとい」の表彰の栄に浴したところでございます。町の誇りであり、町民挙げての大きな喜びとするものであります。長年に、歴史的に亘る昼夜を分かたぬ活動や功績が認められたものと、心から敬意とお祝いを申し上げ、安全・安心な町づくりにより一層の精進をお願いするところでございます。

さて、昨年末に発足いたしました安倍政権が「金融緩和」「財政政策」そして「成長戦略」の3つを掲げて、いわゆる「アベノミクス」と称される経済再生政策を打ち出したところを受け、円高円安と傾向が急に加速しておるところでございます。去る26日には緊急経済対策を柱とする過去2番目となる13兆1,000億円の大型

補正予算が成立されたところであります。上伊那地域の有効求人倍率は0.67と持ち直しの動きに停滞が見られるなど、雇用情勢はなおなお依然厳しく、この政府の政策が雇用創出と景気回復に繋がることを大きく期待するところでございます。一方では環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPへの交渉参加の表明や、道州制基本法案提出の動きがあり、「農作物の聖域化」と「地方の空洞化阻止」及び「道州制阻止」を強く働きかけて積極的に運動をしてなければならないところに来ております。

次に町の事業の進捗状況を説明申し上げますと、建設関係ではございますが昨年 の懸案であります「辰野駅前の区画整理事業」につきましては、これに替わるまち づくりに向けた「地区計画」を策定作業が進めていただいており年度内の作成を目 指して現在いるところでございます。また18年災害の小野中村の「急傾斜地崩壊対 策事業」も竣工し、新町「西ヶ丘線」も開通となりました。羽場交差点南の改良事 業も東側がここで竣工の予定であります。水道関係にありましては湯舟配水地PC タンクの耐震化工事が年度末竣工の予定で、大きな安心が担保されることとなりま した。保健福祉事業につきましては、地域公共交通のシステム構築を進めてまいり ましたが4月1日から「デマンド型乗り合いタクシー」の運行を開始いたします。 多くの方々に気軽にご利用いただけたらと思ってるところでございます。また介護 予防施設の整備にあたりましては、今年度は「宮木桜ヶ丘」を初め新築施設4箇所 改修施設4箇所を進めております。平成15年の「たのめの里」を皮切りにいたしま して合計34の施設の整備を実施してまいりました。平均寿命日本一の信州であって、 「健康で長生きのできるまちづくり」にむけた地域の皆さんの有効活用を期待する 次第であります。教育関係にありましては優先して進めてまいりました学校関係の 耐震化も両小野小学校、川島小学校の体育館の耐震化が竣工いたしまして一区切り となりました。なお、国の緊急経済対策事業を受けまして辰野中学校の大規模改修 事業を前倒しにして実施し、少しでも早い時期の環境整備を図りたく、ここで補正 をお願いしたいと思っております。

さて、平成25年度に向けまして第五次総合計画を踏まえた中で、職員一丸となって知恵を出し合い、住民の皆さんが「豊かで安らぎを実感できるまちづくり」の実現にむけて、創意工夫を凝らしました予算編成に努めてまいりました。安全で安心なまちづくりに向けた庁舎の非常用自家発電機設置、そして防災行政無線のデジタル化。人口増対策として結婚支援事業、移住・定住促進協議会への補助金、宅地造

成計画の委託等でございます。そしてまた商工業の振興策、及び景気対策といたし まして「プレミアム商品券の発行」「産業観光受け入れ補助金」の新設を計画して おります。また、「ほたる祭り」は第65回の節目の年を迎え6月15日に開幕となり ます。23日にはテレビでお馴染の「何でも鑑定団」を招致することとなりましたが、 ぜひ鑑定品の応募につき必要数集まりますよう、是非ともご協力をいただきたいと このように思っておりまして、ほたる祭りを更に盛り上げていただきたいと思う次 第であります。交通不便地域における高齢者の移動確保のためのさきほど申し上げ ました、デマンド型乗り合いタクシー運行事業費等をまた盛らせていただいており ます。予算編成方針は提案時説明申し上げましたが、なお、本日も提案時に詳しく 申し上げますが平成25年度の一般会計は79億2,300万円、特別会計では87億8,085 万円のいわゆる「積極発展型予算」とさせていただきました。さて、今定例会にご 提案申し上げます議案は予算関係では平成25年度一般会計予算、特別会計予算13件、 条例の制定及び一部改正17件、平成24年度一般会計補正予算など補正予算9件、町 道認定及び廃止の案件、各1件、固定資産評価審査委員の選任について人事案件等 合計、全部合わせまして43議案でございます。提案時それぞれ説明申し上げますの で、原案可決くださいますようお願い申し上げ、定例会召集に当たってのご挨拶と させていただきます。

#### ○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、議席11番、宮下敏夫議員、議席12番、三堀善業議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、岩田清議員。

# ○議会運営委員長(岩田)

皆さん、おはようございます。去る2月28日、議会運営委員会を開催し、平成25年第3回辰野町議会3月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月28日、辰野町告示第8号によって辰野町長より3月定例会を、3月5日に招集する旨の告示をされたことを受けまして委員全員、正副議長同席のもと3月定例会の会期、並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程

(案)並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせます ので、全議員のご賛同をいただきますようにお願い申し上げ、議会運営委員長の報 告といたします。

# ○議 長

続いて、事務局長から会期日程(案)を朗読いたさせます。

### ○議会事務局長

それではお手許の会期日程(案)をご覧ください。

(会期日程案 朗読)

# ○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期、並びに議事運営につきましては議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

〇町 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日より3月19日までの15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成25年度辰野町一般会計予算から日程第16、議案第14号、平成25年度辰野町介護保険特別会計予算までの、14議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の大要について説明を求めます。

# それでは座席におきまして予算編成方針を申し上げたいと思います。平成25年度 辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたりましての方針でございま す。平成24年12月に発足いたしました第2次安倍内閣は、長引く円高デフレ不況か

す。平成24年12月に発足いたしました第2次安倍内閣は、長引く円高デフレ不況から脱却するため「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」そして「民間投資を喚起させる成長戦略」の3つの矢を日本の経済再生政策として目指すとしております。 国の緊急経済対策を踏まえて、平成25年度地方財政計画における通常収支分一般財源総額は、平成24年度計画と同水準の59兆8,000億円を確保いたしておりますが、うち、地方交付税は前年と比較し2.2%の減の17兆円となっております。なお、景気対策事業を盛り込んだ国の補正予算並びに25年度当初予算を積極的に活用してまいりたいと思っております。辰野町の歳入につきましては固定資産税が住宅建築件数の減少等によりまして減収傾向にあります。また、長引く景気の低迷は個人所得や企業収益にも影響し、更には個人消費の落ち込みから地方消費税交付金等各種交

付金にも影響をいたしております。こうした現状から平成25年度予算編成における 歳入の算定は一段と厳しい状況でありました。歳出におきましては少子高齢化に伴 う社会保障関係経費、企業会計や特別会計への繰出金・負担金は年々増加の傾向に あります。投資的経費は、防災行政無線のデジタル化の継続実施、役場庁舎を初め とした町有施設の老朽化による改修工事や耐震化により増加をいたしております。 地域住民の移動手段であります地域公共交通の利便性向上を図るデマンド型タク シーの運行や、人口増対策といたしましてソフト・ハード両面の基盤整備を進め、 町ににぎわいや活気を取り戻すための施策を講じる必要があります。新たな行政課 題や多様化する住民要望に応えるためには中長期的な視点から限られた財源を適切 に配分し、国県の補助制度等を活用しながら事業の選択と集中を進めて行かなくて はなりません。平成25年度は第五次総合計画前期基本計画の中間点を迎え将来像、 将来ビジョンを見据えた7つの施策大綱の早期実現に向けて、職員一丸となって知 恵を出し合い行動する1年となります。住民の皆さんが豊かで安らぎを実感できる 辰野町となるような予算編成を指示したところでございます。平成25年度予算の歳 入につきましては、町税の個人住民税とたばこ税は増額を、固定資産税は減額を見 込みました。地方交付税は昨年と同額を見込みました。その他交付金は長野県の収 入見込み額等を参考に平成24年度実績と収入見込額を基に算定しております。一般 財源の不足分は財政調整基金の取り崩しと、臨時財政対策債の発行により対応をい たします。それでは急いでまいります。歳出につきましては、実施計画に搭載され ている普通建設事業を中心に緊急性の高い事業を選択しました。安心安全なまちづ くりの推進と、防災行政無線のデジタル化工事に伴う子局22局等の増設工事、人口 増対策につきましては結婚支援事業委託料、平出旭町地区造成工事設計委託料、辰 野町移住定住促進協議会補助金を計上し、推進してまいります。町ににぎわいを取 り戻すため、商工業の振興としてプレミアム商品券発行事業補助金、企業ガイド ブック作成補助金、産業観光受入補助金を計上し、商工業の活性化と町内外へ企業 情報の発信をしてまいります。

次に新年度予算の概要を申し上げます。平成25年度一般会計予算の総額は79億 2,300万円で前年予算と比較して3億6,800万円4.9%の増となりました。主な歳 入について申し上げます。町税全体では23億6,668万1,000円で前年予算に比較して6,985万2,000円で3.0%増を見込みました。地方交付税は24億7,000万円で前 年と同額を見込みました。国庫支出金は4億7,804万4,000円で0.9%増を見込み ました。都市公園事業補助金等の増が主なものであります。県支出金につきまして は 3 億 1,115 万 1,000 円で21.6%減となりました。緊急雇用創出事業、農山漁村地 域整備交付金の減が主なものであります。繰入金は2億6,428万7,000円で17.0% の減となりました。財政調整基金2億5,500万円、庁舎建設基金繰入金480万円な どであります。町債は8億8,310万円で22.9%の増となりました。臨時財政対策債 4億5,000万円を初め、緊急防災・減災事業債などを計上いたしました。次に歳出 について申し上げます。新規事業の主なものとして、役場庁舎耐震改修事業設計委 託料、羽北保育園耐震補強工事、都市公園整備事業、町民会館トイレ改修工事、美 術館耐震エレベータ設置工事などに取り組んでまいります。次に特別会計では、13 会計で87億 8,085 万 5,000 円で、前年予算と比較して 8 億 3,768 万 7,000 円、 8.7%の減となりました。主な会計について申し上げます。主な会計は上水道事業 会計及び簡易水道事業会計につきましては配水管布設替工事、各施設の更新改良を 計画的に実施する中で、施設の適正な維持管理に努め、安心・安全で廉価な水道水 の安定供給に意を注いでまいります。次に公共下水道事業会計は、供用開始以来20 年以上が経過して水洗化も順調に推移してきました。今後も引き続き宅内接続の普 及と処理場の適正な維持管理に努めてまいります。国民健康保険事業会計は、軽減 対象世帯や医療費の増により財政運営が厳しい状況であります。国保運営協議会で 保険税率について慎重審議をいただきました。その結果、平均6.62%を引き上げる 答申をいただき、改正後の保険税率での予算編成となっております。税の適正賦課 徴収はもとより、積極的な特定健康診査受診勧奨や、後発医薬品、いわゆるジェネ リックの更なる使用促進等、被保険者に対する適正医療の指導に心がけ、安定かつ 安心できる事業運営に心がけてまいりますが、中でも特定健康診査受診勧奨につき ましては特別対策処置をとって25年度は進めていくつもりでございます。町立辰野 病院事業会計では平成25年1月から総合診療科常勤医師が1名着任しましたが、常 勤医師確保は依然厳しく、病院経営も厳しい状況にあります。引き続き経営改善と 医師確保、看護師確保に努めるとともに収入の確保、経費の縮減に努め良質な高度 医療提供に努めてまいります。なお、辰野町の病院につきましては郡下での地域医 療連携を図ってまいりますので、積極的に亜急性期受け入れも進めてまいりたいと 考えております。次に介護老人保健施設事業会計では平成4年に開所以来21年目を

迎えました。平成26年度には新たに建設される特養老「福寿苑」となり民設民営へのいわゆる発展的転換をすることとなりました。平成24年度の介護報酬改定で介護報酬単価が引き下げられ、介護老人保健施設の運営は厳しいものがありますが、利用者の尊厳を守り安全に配慮しながら生活機能の維持・向上を目指し努力してまいります。次に地域情報告知システム事業会計につきましては住民の生活情報や防災・緊急情報の迅速かつ確実な伝達に努めてまいります。介護保険事業会計は、住民が安心してサービスを利用できる環境整備を図りながら、通所型・訪問型等の介護予防事業のほか、ケアプラン作成、地域介護予防活動支援事業、特定高齢者把握事業など地域支援事業を推進してまいります。以上、平成25年度辰野町一般会計及び特別会計予算(案)の概要を申し上げましたが、厳しい財政状況が続いておりますが予算の効率的な運用を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。国の平成25年度予算は、大型補正予算と一体的な「15箇月予算」として編成され切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却、成長力の強化を図るとされております。「復興・防災対策」、

「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野を重点とするという予算の方針に基き、日本経済再生の実現に向けた取り組みが今後行われます。こうした国の経済対策は町の活性化や経済に大きく関連してきますので、今後も国の動向に注視しつつ適切な行財政運営を行っていく覚悟であります。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げ、予算編成及び提案にあたっての方針といたします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げ、なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧いただきご審議の参考にしていただければ幸いであると思っております。以上でございます。

# ○議 長

これより各会計の予算について質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

# (質疑 なし)

# ○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。本予算関係議案につきましては、会議規 則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議あり ませんか。

### (議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって総務産業常任委員会に対し、議案第1号、平成25年 度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内 水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、 12. 公債費、 14. 予備 費。議案第 2 号、平成25年度辰野町上水道事業会計予算。議案第 3 号、平成25年度 辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成25年度辰野町小野簡易水道特別会 計予算。議案第5号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第6号、平 成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第7号、平成25年度辰 野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第13号、平成25年度辰野町地域情報 告知システム特別会計予算を。福祉教育常任委員会に対し、議案第1号、平成25年 度辰野町一般会計予算の歳出の内、3.民生費、4.衛生費(水道費を除く) 10. 教育 費。議案第8号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第9号、平成 25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第10号、平成25年度辰野町後 期高齢者医療特別会計予算。議案第11号、平成25年度町立辰野病院事業会計予算。 議案第12号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算。議案第14号、平成 25年度辰野町介護保険特別会計予算を付託することに決しました。日程第17、議案 第15号、障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい てを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

### ○保健福祉課長

議案第15号、障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことに伴い関係する条例を整理するものでございます。関係する条例は第1条、辰野町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例。第2条、辰野町医療費特別給付金条例。第3条、町立辰野病院設置に関する条例。第4条、町立辰野病院料金条例。第5条、辰野町消防団公務災害補償条例。以上、5条例中の障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。以上、提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

# ○議 長

ここで質疑を行いますが、委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題 について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

# ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号につきましては、会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号については福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第18、議案第16号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第19、議案第17号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。日程第20、議案第18号、辰野町指定地域密着型サービス事業所等の指定に関する基準を定める条例の制定について。以上3議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○保健福祉課長

議案第16号、議案第17号、議案第18号について3議案一括して提案理由のご説明を申し上げます。今回の条例制定は、平成23年度の通常国会において地域の自主性及び、自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称一括法の成立により、これまで国が定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を市町村が自らの責任で条例を定めることとされたものによるものでございます。国が定めたこれまでの基準は介護保険法及び省令により、したがうべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準の3種類に分類され、地方自治体はこの分類にしたがいその基準を条例に定めたものでございます。まず議案第16号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご覧ください。申し訳ありませんが、中ほどの提案理由下の条例名にこの最初に辰野町を加えていただき、辰野町指定地

域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例としてい ただきたきたいので許可を願います。申し訳ございません。

この条例につきましては介護認定の要介護の1から要介護5に該当する方が利用 するサービスについて定められております。目次の第1章、総則に続きまして第2 章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第3章、夜間対応型訪問介護、第4章と 続きまして次のページの2ページ第9章、複合型サービスまでの8つの指定地域密 着型サービスについて3ページ以降、各サービスごとに基本方針、人員、設備、運 営に対して定めてございます。町の独自の基準としておりますところを説明申し上 げます。64ページをお開きいただきたいと思います。1番下段第152条をご覧をい ただきたいと思います。指定地域密着型介護老人福祉施設、これは特別養護老人 ホームのことでございますがこれの設備の基準でございますが(1)居室のア、一 つの居室の定員は1人とすること。ただし入所者への指定地域密着型介護老人、65 ページへ移っていただいて、福祉施設入所者生活介護の提供上、必要が認められる 場合は2人。(個人の尊厳やプライバシーに配慮されており、町長が必要と認めら れた場合には2人以上4人以下とすることができる)といたしました。国の基準に つきましては2人部屋までとなっておりますけれども辰野町では利用者の負担軽減 等、考慮して4人部屋まで可能としたということでございます。少し前に戻ってい ただいて19ページをご覧をいただきたいと思います。上から7行目をご覧ください。 第42条、記録の整備の第2項の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その 完結の日から2年間、(6)これは苦情内容等の記録でございます。それから第7 号、これは事故の状況とその処置の記録でございます。にあっては5年間保存しな ければならないと、辰野町はこのようにいたしました。国の基準は全て2年間保存 となっておりますが、記録の重要性から、また長野県に合わせましてこの部分につ いては5年間というようにいたしました。この項目については第2章から第9章の 8 つのサービス全て同じ文が入っておりますので、復唱をしませんがこのような形 になっております。それでは続きまして議案第17号をご覧をいただきたいと思いま す。辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準を定める条例の制定についてをご覧ください。この条例は介護認定の要支援 の1と要支援の2に該当する方が利用するサービスについて定められております。

1ページ目の目次、第1章の総則に次いで第2章の介護予防認知症対応型通所介護から、次の2ページ第4章介護予防認知症対応型共同生活介護の3つの指定地域密着型サービスについて各サービスごとに人員、設備、運営、介護予防のための効果的な支援の基準について3ページ以降で定めてございます。こちらの条例制定も先ほどと同様に17ページの中段をご覧をいただきます。第40条、第2項で先ほどと同じ2つの記録について5年間保存として第2章から第4章の3つのサービスについて定めてございます。続きまして議案第18号、辰野町指定地域密着型サービス事業所等の指定に関する基準を定める条例の制定をご覧ください。この条例は指定地域密着型サービス事業所の指定について定めたものでございます。第2条で入所者については29人以下とし、第3条では申請者の資格は法人とするものでございます。現在辰野町では3つの法人、4つの事業所が該当となります。以上、3議案の提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

# ○議 長

ただ今、議案第16号で辰野町を加える訂正の申し出がありましたが、この訂正を 許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

### (議場 異議なしの声)

# ○議 長

議案第16号の訂正を許可いたします。ここで質疑を行いますが委員会に付託する 関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

### ○熊谷(6番)

この制定をすることによって今まで我々が受けてきたサービス、福祉サービスというか介護サービスが大きく変わる所があるかどうか、だけお聞きしたいと思います。

# ○保健福祉課長

基本的なことは全く変わりはございません。ただ町独自でですねこうした地域密着型サービスについて責任分野が町の方できちっと対応していくという状況に変わったということでございます。

# ○議 長

ほかにありませんか。

# (な し)

# ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号、17号、18号につきましては、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

# (議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号、17号、18号については、福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第21、議案第19号、辰野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○保健福祉課長

議案第19号、新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。平成21年度に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、それに伴いまして各市町村対策本部に関しての必要な事項は各市町村の条例で定めることとなりました。なお、新型インフルエンザ等というふうになっておりますが、これは新型インフルエンザ及びそれ以外の新、新しい感染症ということでございます。第2条では組織について本部長ほか副本部長、本部員、職員について定めたものでございます。第3条では会議の招集について、第4条では部の設置について定めたものでございます。また第5条では新型インフルエンザ等の対策本部に対して必要な部分については本部長が定めるという形でございます。附則の施行期日でございますけれども新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行となります。また、辰野町一般職の職員の給与に関する条例について第2条、第32条の一部改正をお願いをしたいと思います。以上、提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

### ○議 長

ここで質疑を行いますが委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

# (質疑 なし)

# ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号につきましては、会議規 則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異 議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号については、福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第22、議案第20号、辰野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

### ○産業振興課長

議案第20号、辰野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。この条例は野生鳥獣による農作物等への被害が深刻な状況にあり、被害防止に取り組むことが緊急の課題となっています。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、第9条の規定に基づき辰野町鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害防止対策を実施するため条例を制定するものであります。第1条には設置規定を、第2条は実施隊の職務、第3条は実施隊員、第4条は隊員の報酬、第5条は職務中の事故に対する補償、第6条は隊員の任期、第7条は庶務を規定するものであります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

### ○議 長

ここで質疑を行いますが、委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題 について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

# ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号につきましては、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第23、議案第21号、辰野町町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について。日程第24、議案第22号、辰野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について。以上2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○建設水道課長

それでは議案第21号、辰野町町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定につ いて。議案第22号、辰野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の 制定について。2議案について提案理由を説明申し上げます。まず、議案第21号を ご覧ください。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法で一次と二次がございます。こちらは 一次の一括法であります。それが交付されたことに伴い町道の構造の技術的基準及 び町道に設ける道路標識の寸法について条例で定めるよう、道路法の一部が改正さ れたことによりまして新たに条例を制定するものです。この条例の内容につきまし ては、今まで道路法で規定されていたそれぞれの基準と同じ内容となっております。 第1条として趣旨、2といたしましてそれぞれの構造の基準でございます。基準に ついては幅員、線形、視距離、勾配等でございます。3条としまして町道に設ける 道路標識の寸法でございます。これは交通の安全及び円滑の確保でございます。な お細部につきましては辰野町町道の構造の技術的基準を定める規則、辰野町町道に 設ける道路標識の寸法を定める規則に規定を定めることといたしました。続きまし て議案第22号の説明を申し上げます。同じく一括法に伴うもので、準用河川管理施 設等の構造の技術的基準について条例で定めるように、河川法の一部が改正された ことによりまして新たに条例を制定するものでございます。この条例の内容につき ましては今までの河川法で規定されていたそれぞれの基準と同じ内容となっており ます。趣旨といたしまして準用河川に係る河川管理施設及び許可構造物の構造の技 術的基準を定め、河川の構造の技術的基準は堤防、床止め、堰、水門及び樋門等で ございます。なお、細部につきましては辰野町準用河川管理施設等の構造の技術的 基準を定める規則、並びに辰野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する 施工基準に規定を定めます。両条例は、平成25年4月1日から施行するものとしま

す。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお 願い申し上げます。

### ○議 長

ここで質疑を行いますが委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

# (質疑 なし)

# ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号、22号につきましては、 会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これ にご異議ありませんか。

# (議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号、22号については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第25、議案第23号、辰野町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

### ○水処理センター所長

議案第23号、辰野町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例につきましてもいわゆる一括法、こちらの方は第二次の方ですけれども、こちらの施工に伴いまして下水道法が改正され下水道の構造及び維持管理の技術上の基準、それと終末処理場の維持管理に関する基準の制定が条例に委任されたことによりまして、新たに条例を制定したいとするものです。内容につきましては第1条が趣旨、第2条で用語の定義、第3条から第5条で排水施設及び処理施設の構造に関する基準を定めまして、第6条ではこれらの基準の適用除外、それから第7条で終末処理場の維持管理に関する基準を定めるものです。今まで下水道法で定められた基準にしたがい、事業を執行してきておりますけれども特に不都合となるような基準は認められませんので、下水道法の基準と同じ内容で条例を定めたいとするものです。なお、施行期日については平成25年4月1日からとします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

# ○議 長

ここで質疑を行いますが委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

### ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第23号につきましては会議規則 第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議 ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第23号については総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第26、議案第24号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○総務課長

議案第24号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。特別職の職員で常勤のもの、すなわち町長、副町長、教育長でありますけれども平成14年度から抑制措置を実施してまいりました。平成25年度につきましても辰野町特別職報酬等審議会の答申を尊重する中で、昨年と同率の100分の7、7%の削減を行い財政運営の健全化に努めたいと、そういう内容でございます。平成25年4月1日から施行しまして平成25年度いっぱい、平成26年3月31日までの1年間実施をしたいとするものでございます。以上、提案理由を申し上げました。議員さん全員のご賛同をいただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

### ○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りいた

します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号、辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○総務課長

議案第25号、辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。看護師等の夜間看護手当てにつきましてですけれども、看護師不足の中、近隣病院との均衡を欠いており看護師不足が続いている状況を踏まえ、看護師確保に資するための条例の一部を改正したいとするものでございます。内容につきましては辰野町一般職の特殊勤務手当に関する条例の12条にこの看護師手当が、夜間看護手当が謳われておりまして午後10時から翌朝5時までの間に看護の業務に従事するものに支給される手当でございます。現在は2時間まで2,000円。4時間まで2,800円。超えれば3,200円を支給するということになっているわけでありますが、この金額に縛られることなく人事院勧告に基づき町長が定めるように改正をしたいとするものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

# ○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号、辰野町一般職の職員の特殊勤務 手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題

といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

### ○住民税務課長

議案第26号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由 を申し上げます。辰野町国民健康保険では高度医療の発達などによりまして毎年医 療費が増えており、平成23年度の一人当たりの医療費は県内でも上位にあり、反面 国保税は県内で下位であり、基金を取り崩して国民健康保険特別会計の運営を続け ております。国民健康保険税率を改正することにより、財源を確保し、財政の安定 を図るため条例の一部を改正したいものでございます。新旧対照表でご説明させて いただきます。1ページをご覧ください。第3条では所得割額を現行4.8%を 5.2%に。第5条では被保険者一人当たりの均等割額2万円を2万1,000円に。7 条の2では後期高齢者支援金分被保険者均等割額5,000円を7,000円に。2ページ をご覧ください。7条の3、第1号では後期高齢者支援金分の世帯別平等割額 5,000 円を 6,000 円に。第2号の特定世帯にあっては2,500 円を3,000 円にそれぞ れ改めるものでございます。第23条では軽減措置でございます。まず1号は7割軽 減の説明でございます。アでは被保険者均等割額が改正となることによりまして軽 減額を1万4,000円を1万4,700円に。ウでは後期高齢者支援金分の被保険者均等 割額が改正になることによりまして軽減額を 3,500 円を 4,900 円に。 3 ページをお 願いいたします。エでは後期高齢者支援金分世帯別平等割額が改正となることによ りまして(ア)の特定世帯以外の世帯にあっては3,500円を4,200円に。(イ)の 特定世帯にありましては 1,750 円を 2,100 円にそれぞれ改めるものでございます。 2号は5割軽減の説明でございます。アでは被保険者均等割軽減額を1万円を1万 500 円に。4ページをお願いいたします。ウでは後期高齢者支援金分被保険者均等 割軽減額を 2,500 円を 3,500 円に。エでは後期高齢者支援金分世帯別平等割軽減額 を (ア) の特定世帯以外の世帯にあっては 2,500 円を 3,000 円に。 (イ) の特定世 帯にありましては1,250円を1,500円にそれぞれ改めるものでございます。3号は 2 割軽減でございます。 (ア) では被保険者均等割軽減額を 4,000 円を 4,200 円に。 5ページをお願いいたします。ウでは後期高齢者支援金分被保険者均等割軽減額を 1,000 円を 1,400 円に。エでは後期高齢者支援金分世帯別平等割軽減額を(ア)の 特定世帯以外にありましては 1,000 円を 1,200 円に。 (イ) の特定世帯にありまし ては 500 円を 600 円にそれぞれ改めるものでございます。施行につきましては平成

25年4月からでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

# ○議 長

ここで質疑を行いますが委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

# (質疑 なし)

# ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号につきましては会議規則 第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異 議ありませんか。

# (議場 異議なしの声)

### ○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第26号については福祉教育常任委員会に付託 することに決定いたしました。日程第29、議案第27号、辰野町使用料条例の一部を 改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。 〇産業振興課長

議案第27号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。この条例はしだれ栗森林公園内にあります林間浴場の老朽化、建築から24年を経過しております。改修工事を実施しております。利用者のニーズに応え、薪で沸かしていたお風呂からガス式のコインシャワー4台に替えるものです。これによりまして別表にあります風呂、薪代を近隣施設等の使用料を参考にいたしましてランニングコスト等考慮してシャワー使用料として1回5分間100円に改正するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

### ○船木 (7番)

ただ今の説明では、近隣施設というふうにありましたけれどもその近隣施設とい うのはどこなのか、また近隣施設での使用料っていうのはどうなのか。併せてです ねこのような自然の中では薪の使用がふさわしいと思うんですけども、それはいた 仕方ないとして、今までの実績とどのような収支の変更が見込まれるのかお尋ねします。

### ○産業振興課長

近隣の施設の使用料の関係でございますけれど、伊那市にございます小黒川渓谷のキャンプ場、1回5分300円。それから鹿嶺高原のキャンプ場1回4分100円。木曽町にございます木曽駒高原のキャンプ場1回3分200円を参考とさせていただきました。また、施設利用者の関係でありますけれど平成23年度につきましては大人子ども含めて浴場の関係は607人。24年度につきましては967人となっております。こちらの方のランニングコストでございますけれど、7年間の耐用年数を見込みまして計算いたしますと31.24円という計算になりますので、1回100円といたしたものでございます。以上です。

# ○議 長

よろしいですか。

○船木 (7番)

はい。

# ○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

### ○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第27号、辰野町使用料条例の一部を改正 する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決す るにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

### ○産業振興課長

議案第28号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申 し上げます。この条例は昨年10月から路線、停留所、時刻等変更し運行をしてきた ところでございます。川島線の利用者の方から「時刻の変更、停留所の名称等が分かりづらい」また「かやぶきの館経由を運行してほしい」とのご意見をいただいてきております。これに伴いまして条例第7条及び別表中の停留所の名称、「役場口」を「和田屋前」に。「旧病院前」を「宮木公園前」に「蛇石の里前」を「かやぶきの館」に変更いたしまして、かやぶき経由を1便運行することにいたしましての条例の一部改正でございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

# ○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第28号、辰野町営バス設置条例の一部を 改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり 決するにご異議ありませんか。

# (議場 異議なしの声)

### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号、辰野町都市公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。日程第32、議案第30号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。以上、2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○建設水道課長

議案第29号、辰野町都市公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。議案第30号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。まず議案第29号をご覧ください。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法で一次と二次がありますが、こちらは二次の一括法であります。それが交付されたことに伴い都市計画法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法でございます。の改正されたことによりまして条例の一部を改正するものです。この条例の内容につきましては今まで都市計画法及び

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で定められていたそれぞれの基準と同じ内容になっております。辰野町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部の改正。設置及び規模に関する技術的基準。住民の一人当たりの公園の敷地面積の標準。公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準。移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準と荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正は移動等、円滑化、バリアフリーのために必要な特定公園施設の設置に関する基準です。なお詳細につきましては辰野町都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則、及び荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則、及び荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する規則の一部を改正し規程に定めます。

続きまして議案第30号を説明申し上げます。同じく一括法に伴うものでこちらは一次一括法であります。公営住宅の整備基準及び入居者資格について条例で定めるように公営住宅法、公営住宅法施行例が改正されたことによりまして条例の一部を改正するものです。この条例の内容につきましては今までの公営住宅法、公営住宅法施行例で規定されていたそれぞれの基準と同じ内容になっております。整備基準は健全な地域社会の形成。良好な居住環境の確保等です。入居者の基準は本来、階層、低所得者と裁量階層、居住の安定を図る必要があるものに関する基準を定めました。なお、この両条例は平成25年4月1日から施行するものとします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

# ○議 長

ここで質疑を行いますが、委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題 について質疑を行います。ありませんか。

# (質疑 なし)

# ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第29号、30号につきましては会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

#### (議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第29号、30号については、総務産業常任委員会

に付託することに決定いたしました。日程第33、議案第31号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

### ○水処理センター所長

議案第31号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。こちらの方につきましても一括法の関連でありまして一括法で第一次一括法。こちらの方の施行に伴いまして地方公営企業法が改正されまして利益の処分とそれから資本剰余金の処分については条例、または議会の議決によることということになりまして、平成23年度決算につきましては議決により利益の処分方法を定めていただいたところです。ここで町の公営企業会計、ほかの公営企業会計ですけれども辰野病院、こちらの方も条例で利益及び資本剰余金の処分することを既に23年度に定めていますので、水道事業についても利益処分の方法及び積立金の取崩し、資本剰余金の処分方法について条例の一部を改正したいとするものです。内容につきましては第5条の利益処分の方法及び積立金の取崩しは今まで公営企業方で定められていた内容を条例化したものです。第6条の資本剰余金の処分につきましては新たに条例化するものです。なお、施行期日については平成25年4月1日とします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

ここで質疑を行いますが委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題に ついて質疑を行います。ありませんか。

# (質疑 なし)

# ○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第31号につきましては会議規則 第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異 議ありませんか。

### (議場 異議なしの声)

### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第31号については、総務産業常任委員会に付託 することに決定いたしました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間 は11時40分といたします。

休憩開始 11時 35分

再開時間 11時 40分

# ○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。ここで水処理センター所長より発言をしたい 旨の申し出がありましたので、これを許可します。

# ○水処理センター所長

議案第31号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について一部説明の点が間違っておりましたので、訂正させてください。この条例につきまして、施行については交付の日から施行するということですので、よろしくお願いします。

# ○議 長

日程第34、議案第32号、平成24年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○町 長

平成24年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は年度末を控え事業費確定などに伴う、地方消費税交付金、国・県支出金、寄付金、繰入金、町債等の変更及び国の補正予算にかかる事業費の増、不用額の調整などであります。この補正総額は2億2,919万6,000円の増額であり、予算総額は82億2,312万1,000円となりました。その大要を申し上げますと、歳入につきましては地方消費税交付金が672万8,000円の減、国庫支出金が2,634万8,000円、町債は教育施設等整備事業債等の増額により1億8,680万円の増となる補正額であります。歳出につきましては総務費では、財政調整基金の積立と、上伊那広域連合負担金確定等による不用減額が主なものであります。民生費では、障害者自立支援事業の扶助費の増額、後期高齢者広域連合負担金の減額が主なものであります。衛生費では、両小野国保診療所への負担金、福寿苑繰出金の増額及び事業費確定による不用減額が主なものであります。農林水産業費では、国の補正予算にかかる農業体質強化基盤整備促進事業、県営農村災害対策整備事業の増額と、事業費確定による不用減額が主なものであります。商工費では、事業費確定による不用減額が主なものであります。商工費では、事業費確定による不用減額が主なものであります。商工費では、事業費確定による不用減額が主なものであります。商工費では、事業費確定による不用減額が主なものであります。

事業費確定による不用減額が主なものあります。消防費では、事業費確定による不 用減額であります。教育費では、国の補正予算にかかる辰野中学校大規模改造事業 の増額及び事業費確定による不用減額が主なものであります。災害復旧費では、事 業費確定による不用減額であります。なお、農林水産業費の県営農村災害対策整備 事業ほか5事業につきましては、平成25年度への繰越手続を行い繰越明許費として 事業を実施してまいります。

以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より 説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ提案理由 とさせていただきます。以上であります。

# ○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。 日程第35、議案第33号、平成24年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。 日程第36、議案第34号、平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)。 以上2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○水処理センター所長

議案第33号、及び議案第34号を一括して提案させていただきます。まず議案第33号、平成24年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1,915万円とするものです。歳入歳出の主なものをご説明申し上げます。8ページをご覧ください。歳入は鴻ノ田簡易水道収入で町繰入金と町債の簡易水道債を減額しました。11ページをご覧ください。歳出は鴻ノ田簡易水道費で総務費のうち、総務管理費の工事請負費を173万1,000円減額しました。これは工事費の確定に伴う不用減額です。次に議案第34号、平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,508万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,222万3,000円とするものです。主なものについて説明します。7ページをご覧ください。歳入は下水道使用料の増額と8ページの国庫補助金の社会資本整備総合交付金の減額です。それから次の9ページでは一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金の減額。それから10ページ、こちらで町債の資本費平準化債の借入の減額をしております。

12ページをご覧ください。歳出は、水処理センター管理費及び公共下水道事業費と もにいずれも減額で、主なものは委託料と工事費、工事請負費の減額です。これら は主に入札差金による不用減額です。13ページをご覧ください。公債費につきまし ては起債償還金の確定による不用減額です。以上、提案理由を説明申し上げました。 ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

# ○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。 日程第37、議案第35号、平成24年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○水処理センター所長

議案第35号、平成24年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億150万1,000円とするものです。主なものを説明します。6ページをご覧ください。歳入は6ページの管理枡、下水道でいうと公共枡ですけれどもこちらの枡設置のための工事分担金。それから9ページ、9ページにあります財政調整基金繰入金こちらの方の減額をしました。それから、10ページの繰越金の追加をしております。歳出につきましては11ページをご覧ください。水処理施設管理費、11ページの水処理施設管理費で下横川地区の工事請負費、これは管理枡の設置工事ですがこれの63万円の減額。それからあとは12ページ、予備費を追加しております。以上、提案理由を申し上げました。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

### ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

# ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第35号、平成24年度辰野町農業集落 排水処理施設特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。日程 第38、議案第36号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を 議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○住民税務課長

議案第36号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案 理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入 歳出それぞれ 213 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億 3,065 万 7,000 円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入、国 庫補助金の財政調整交付金のうち、特別調整交付金として 213 万 8,000 円の増額で ございます。7ページをご覧ください。歳出、後期高齢者支援金でございますがこ れは社会保険診療報酬支払基金への支払うものでございまして、平成24年度確定に よりまして不足金14万5,000円の増額でございます。8ページをご覧ください。介 護納付金でございます。こちらも同様、社会保険診療報酬支払基金へ支払うもので ございましてやはり確定によりまして不足額、19万 3,000 円の増額でございます。 9ページをご覧ください。保健事業費でございますが、人間ドックの補助金でござ います。当初予算に比べまして受診者が約30名ほど増加に見込まれ80万円の増額で ございます。10ページをご覧ください。繰出金でございます。診療所特別会計にお きまして昨年に引き続き今年度も赤字が見込まれるため、国民健康保険特別会計よ り繰出を行うため100万円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げました。 ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

# ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第36号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。日程第39、議案第37号、平成24年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○住民税務課長

議案第37号、平成24年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を956万2,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入、診療収入でございますが、第1診療所診療収入26万8,000円の減額でございます。7ページをご覧ください。繰入金でございますが、ただ今、国民健康保険関係でも申し上げましたとおり、今年度も診療所会計におきまして赤字が見込まれるため、100万円を国保会計から繰入するものでございます。8ページをご覧ください。繰越金につきましては前年度繰越金10万8,000円の増額でございます。9ページをご覧ください。歳出につきましては、施設管理費のうち、第一診療所の臨時職員の賃金4万円の増額。川島診療所におきまして医師の出張診療委託料65万円の増額でございます。医業費につきましては川島診療所医薬品代として消耗品費15万円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

# ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第37号、平成24年度辰野町国民健康 保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本 案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

### ○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。日程第40、議案第38号、平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

### ○住民税務課長

議案第38号、平成24年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ857万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,666万9,000円とするものでございます。内容につきましてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。歳入の後期高齢者医療保険料につきましては年金からの天引きによる特別徴収分の減額によりまして841万2,000円の減額でございます。7ページをご覧ください。繰入金、一般会計繰入金でございますが後期高齢者医療保険基盤安定負担金が確定したことに伴いまして、事務費繰入金66万1,000円の減額と、保険基盤安定繰入金136万2,000円の減額でございます。8ページをご覧ください。繰越金につきましては前年度繰越金185万9,000円の増額でございます。9ページをご覧ください。歳出でございますが後期高齢者広域連合納付金のうち、保険料納付金は655万3,000円の減額。軽減分納付金136万2,000円の減額。事務費負担金が66万1,000円の減額でございます。それぞれ広域連合からの示された金額に基づくものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。 日程第41、議案第39号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第 3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

### ○福寿苑事務長

それでは議案第39号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ597万2,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ2億6,487万1,000円とするものであります。内容につきまして申し上げます。6ページの歳入をご覧ください。まず歳入につきましては本年度決算で赤字が見込まれるため他会計繰入金として一般会計より2,100万円の補正をお願いするものであります。次に7ページをご覧ください。諸収入は、雑入を11万円の増額。次に8ページをご覧ください。サービス収入は介護給付費収入を2,160万8,000円減額。予防給

付費収入を 129 万 7,000 円減額。自己負担金収入を 417 万 7,000 円それぞれ減額するものであります。次に 9 ページ、10ページをご覧ください。歳出でありますが総務費の一般管理費の不用減額でありまして、主だったものにつきましては11の需要費、 258 万 2,000 円の減額。13、委託料負担金として 144 万 9,000 円の減額が主ななものでございます。次に11ページをご覧ください。予備費を17 万 8,000 円減額いたしました。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

# ○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。 日程第42、議案第40号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を 議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○保健福祉課長

議案第40号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ592万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,489万2,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入の繰入金でございますが、こちらは給付費準備基金からの繰入金で、480万円の増額でございます。7ページをご覧ください。諸収入でございますが介護報酬が112万円の増額でございます。次に8ページの歳出でございますが、保険給付費の高額介護サービス費が今年度、高額の利用者の増により480万円の増額でございます。9ページをご覧ください。地域支援事業費でございますが、包括的支援事業任意事業費で要支援の1並びに要支援の2の方のケアプラン作成の増に伴う委託料112万円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

# ○根橋 (3番)

8ページの歳出の所で、今回高額介護サービス費ということで 480 万円、約2割、 当初予算より2割増えているわけですけれどもかなり大きな伸びっていうことなん ですが、これの具体的な内容というのはどのような内容になっているんでしょうか。

# ○保健福祉課長

今回の、増額に対する理由という、原因でございますけれどもここのところ、介護認定者が介護サービスを受けるのに一軒でお二人の方が介護サービスを受けられるというようなことで、この高額介護サービス費については世帯でいくらというような形になりますので、そんな関係があって1つは高額のサービス費が伸びている。また比較的高額なサービス費っていうのは施設の入所者の関係が多ございます。上伊那でも介護福祉施設が充実をしてきた中で、24年度については「みさやま」のオープンだとか、いろいろやはり新しい介護施設ができてきている中で高額のサービス費が伸びてきたというようなことでお願いをしたいと思います。なお、ここ数年来やはり介護サービス費がやはり18%とか17%とかっていう、毎年こんなような伸びをちょっと示してきております。そんな関係もありまして高額の介護給付費の自己負担を払っている皆さんが増えていて、このサービス費の還付がされるということでこのような状態になってきているんではないかなあというふうに思います。以上です。

# ○議 長

よろしいですか。

○根橋 (3番)

はい。

### ○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

# ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第40号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。日程 第43、議案第41号、辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より 提案理由の説明を求めます。

# ○建設水道課長

議案第41号、辰野町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。 1 路線の認定をお願いするものです。表をご覧ください。整理番号 1 は、新町南原地区の町道で新町保育園建設により開設されましたが今回町道認定するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議いただき原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

# ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第41号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第41号は、原案のとおり可決されました。日程 第44、議案第42号、辰野町道路線の廃止についてを議題といたします。提案者より 提案理由の説明を求めます。

#### ○建設水道課長

議案第42号、辰野町道路線の廃止について提案理由を申し上げます。 1 路線の廃止をするものです。表をご覧ください。整理番号1は伊那富北大出地区の町道で隣接地の土地利用の変更により廃止するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議いただき原案可決いただきますようよろしく申し上げます。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

# ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第42号、辰野町道路線の廃止についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

# (議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。日程第45、議案第43号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

# ○町 長

それでは議案第43号に対します提案理由を申し上げます。辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、地方税法に定めるところにより、任期は3年で各市町村で3名置くことになっております。今回、平成22年5月20日から同委員を務めていただいております福島英雄委員の任期が5月19日をもって満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案申し上げます。福島さんは人格、識見ともに整った方でございますのでご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由といたします。以上です。

# ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

# ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第43号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

# ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第43号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第46、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し、及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

# ○議会事務局長

(請願・陳情文書長 朗読)

# ○議 長

ただ今の陳情4件につきましては、それぞれの所管の委員会へ審査を付託するこ

とにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議 はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

# 11. 散会時間

散会時間 12時 15分